

# 令和7年度大津市訪問介護等サービス提供体制支援事業

## (ホームヘルパー同行支援) 補助金に関するQ & A

1. 同行支援の対象者・対象期間について	
Q1-1	どのような方の同行訪問が補助金の対象となりますか？
A1-1	同行時点で、訪問介護の従事経験が1年未満の職員への同行訪問が対象となります。また、対象期間は、令和7年6月から令和8年3月までとなります。
Q2-1	新たに採用した職員に対し同行訪問して指導を行っています。補助金の対象となりますか。
A2-1	<p>新たに採用された職員が、訪問介護の従事経験がない場合は対象となりますが、経験がある場合は、対象となる場合とならない場合がありますので、本人から従事経験等を聞き取ってください。</p> <p>【対象となる場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去にも従事経験があるが、1年未満の場合</li> <li>・直近の従事経験の間に1年以上のブランクがある場合</li> </ul> <p>※ 過去の従事期間が分かる書類の提出をお願いすることがあります。</p>
Q1-3	訪問介護の従事経験のない職員を令和6年12月に採用しました。補助金の対象となるのは、令和7年6月から11月分までの同行訪問になると考えますが、従事頻度が低いことからなかなか経験が積めず、12月以降も同行訪問して指導する必要があると考えています。引き続き令和8年3月以降も対象としてよいでしょうか。
A1-3	<p>補助金の対象とする同行訪問は、原則として従事経験が1年未満の方を対象としています。従事頻度が低い等の事情により、経験がなかなか積めない場合には1年を超えた後の同行訪問も補助金の対象とすることとしています。</p> <p>ただし、実施途中で従事回数を増やし経験を積みやすくなる等の変更がある場合には対象から外れる可能性がありますので、判明次第ご相談ください。</p> <p>基本的な考え方は次のとおりです。(対象期間は <math>\longleftrightarrow</math> )</p> <p>The diagram illustrates four scenarios for eligibility:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>従事経験なし (通常勤務):</b> Eligible from R7.6.1 to R8.3.31.</li> <li><b>従事経験なし (従事頻度低):</b> Eligible from R7.6.1 to R8.3.31.</li> <li><b>従事経験あり (ブランク 1年未満):</b> Eligible from R7.6.1 to 12 months after the gap ends (12月-(X+Y)月後).</li> <li><b>従事経験あり (ブランク 1年以上):</b> Eligible from R7.6.1 to 1 year after the gap ends (1年経過).</li> </ul>

Q1-4	介護職員として施設で勤務してきた職員が、法人内の配置換えで訪問介護事業所に異動になりました。介護職としての経験はありますが、訪問介護業務は初めてです。同行訪問での指導は補助金の対象になりますか。
A1-4	介護職としての経験はあっても、訪問業務への従事経験がない場合は対象となります。 ※これまでの勤務先と業務内容が分かる資料の提出をお願いすることがあります。
Q1-5	訪問介護の経験は2年以上ありますが、従事頻度が低い職員がいます。ケース引継ぎの際の同行訪問を補助金の対象としていいでしょうか。
A1-5	当該職員に対して、現時点でも貴事業所での平均的な回数を超えて同行訪問して指導が必要な場合は対象といたしますが、ケース引継ぎの際に平均的な同行回数で単独での訪問業務に従事されている場合は、一定の経験が積めていると考えますので、補助金の対象には該当しません。
<b>2. 訪問計画の変更について</b>	
Q2-1	4月に訪問介護の従事経験のない職員を1名採用し、10月頃に新たに職員を採用したいと考えています。訪問介護の従事経験がなければ同行訪問を補助金の対象としたいのですが、どのようにすればよいでしょうか。
A2-1	いったん4月に採用した職員の方を対象者として「交付申請」を行ってください。途中で採用された方が決まり、同行訪問の予定等指導計画を立てられた時点で「変更承認申請」行うこととなりますが、変更が必要になった時点で速やかに介護・福祉人材確保対策室にご連絡ください。
Q2-2	技術や技能の習得のスピードは、職員のこれまでの経験や訪問先によって異なります。どのように計画を立てればよいでしょうか。
A2-2	事業所で平均的に行われる同行回数でいったん「交付申請」を行ってください。実施後に実際に行われた回数で「変更承認申請」を行うこととなりますが、変更が必要になった時点で速やかに介護・福祉人材確保対策室にご連絡ください。
Q2-3	同行計画はどのようなものですか。様式はありますか。
A2-3	新たに採用された職員等が訪問業務に従事するにあたって、訪問時に学ぶ技術や技能等のポイント等が記された指導計画のようなものを想定しています。提出は求めておりませんので、事業所でこれまでに作成されているもので問題ありません。
<b>3. 実績報告・請求について</b>	
Q3-1	実績報告書は、いつ提出するのですか。
A3-1	補助事業が完了した日（最終の同行訪問）から30日以内に提出してください。最終の同行訪問を令和8年3月に実施する場合は、令和8年3月31日までに提出してください。
Q3-2	実績報告書の完了年月日は、いつの日付を記入するのですか。
A3-2	補助事業が完了した日（最終の同行訪問）を記載してください。